令和６年度（2024 年度）八王子市保育所運営費支弁要綱

第一章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条に規定する保育所に対し、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）附則第６条第１項の規定に基づき支払う委託費並びに八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱を超えて行う保育内容の充実に要する経費（以下、これらを「保育所運営費」という。）について必要な事項を定め、もって児童の健全な発育に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　保育所

法第 39 条第１項に規定する保育所をいう。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第３条第１項に規定する認定こども園の認定を受けた保育所を除く。

⑵　公立保育所

区市町村（八王子市を除く。）が設置し、区市町村及び区市町村以外の者が運営する保育所をいう。

⑶　民間保育所

公立保育所以外の保育所をいう。

⑷　分園

「保育所分園の設置運営について（平成10年４月９日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）」により設置された分園をいう。

⑸　入所児童

支援法第19条第1項第２号及び第３号の規定による八王子市保育の必要性の認定基準に関する条例（昭和 62 年八王子市条例第 16 号）に基づいて保育所への入所決定がされた児童をいう。

⑹　利用定員

市長が、支援法第 27 条第１項に基づいて特定教育・保育施設として確認するにあたり支援法 31 条第１項第３号に基づき、当該施設における各支給認定子どもの区分ごとに定めた利用定員をいう。

⑺　常勤

施設・事業所の就業規則等で定められている１か月当たりの正規職員の勤務時間を満たすものをいう。

⑻　非常勤

前号以外のものをいう。

⑼　常勤換算値

非常勤職員の１か月の勤務時間数を常勤職員の１か月の勤務時間数で除し、小数点第三位を切

り捨てたものをいう。ただし、常勤換算値の上限は１とする。

⑽　保育士

保育所において、児童の保育に従事するもので法第 18 条の 18 の規定に基づき、保育士登録簿に登録されているものをいう。

⑾　保育補助者

保育所において、児童の保育に従事するもので、前号で規定する保育士以外のものをいう。

⑿　保健師

保健師助産師看護師法第２条に規定するものをいう。

⒀　助産師

保健師助産師看護師法第３条に規定するものをいう。

⒁　看護師

保健師助産師看護師法第５条に規定するものをいう。

⒂　准看護師

保健師助産師看護師法第６条に規定するものをいう。

⒃　保育補助者等

⑽から⒂までで規定するもの、栄養士、調理員、事務員、用務員等、保育所に勤務するものをいう。

⒄　国基準保育士数

０歳児３：１、１・２歳児６：１、３歳児 15：１、４歳以上児 25：１の基準で配置するのに必要な保育士数

なお、必要保育士数には常勤の保育士を充てることを原則とするが、常勤の保育士の一部に非常勤保育士を充てても差し支えない。非常勤保育士を充てる場合は、常勤保育士数に非常勤保育士の常勤換算値を合計したものを保育士数とする。

⒅　増配置加算基準保育士数

０歳児３：１、１・２歳児５：１、３歳児 15：１、４歳以上児 20：１の基準で配置するのに必要な保育士数

なお、必要保育士数には常勤の保育士を充てることを原則とするが、常勤の保育士の一部に非常勤保育士を充てても差し支えない。非常勤保育士を充てる場合は、常勤保育士数に非常勤保育士の常勤換算値を合計したものを保育士数とする。

⒆　保育補助者等配置加算基準保育士数

０歳児３：１、１歳児４：１、２歳児５：１、３歳児 15：１、４歳以上児 20：１の基準で配置するのに必要な保育士数

なお、必要保育士数には常勤の保育士を充てることを原則とするが、常勤の保育士の一部に非常勤保育士を充てても差し支えない。非常勤保育士を充てる場合は、常勤保育士数に非常勤保育士の常勤換算値を合計したものを保育士数とする。

⒇　市基準職員数

前号の保育補助者等配置加算基準保育士数に施設長、保育士（利用定員 90 人以下の民間保育所は１人、さらに保育標準時間認定子どもが利用する民間保育所は１人を追加する。なお、この保育士数は本園・分園それぞれで算定し、合算する。）、調理員（利用定員 40 人以下の保育所は 1

人、利用定員 41 人以上 150 人以下の保育所は２人、利用定員 151 人以上の保育所は３人（うち１人は非常勤でも可））及び委託費の各種加算項目に必要な職員数を加えた人数の合計をいう。

⑵1　保育士数算定における端数処理方法

保育士・幼稚園教諭等増配置加算における国基準保育士数及び増配置加算基準保育士数は、各年齢の入所児童数を児童年齢別保育士配置基準数で除し、小数点以下第１位（小数点以下第２位切り捨て）まで求め、各年齢の数を合計し、小数点以下第１位を四捨五入する。

保育補助者等配置加算における国基準保育士数及び保育補助者等配置加算基準保育士数は、各年齢の入所児童数を児童年齢別保育士配置基準数で除し、小数点以下第１位（小数点以下第２位切り捨て）まで求め、各年齢の数を合計する。

（保育所運営費の支弁）

第３条　市長は、入所児童の処遇の向上に関し、次章で定める費用を支弁するものとする。

（入所児童の年齢計算）

第４条　入所児童の年齢計算は、法第 24 条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日を基準日として行う。

２　前項の規定により年齢を計算された入所児童の年齢は、その年度中に限り変更しないものとする。

（適用範囲）

第５条　この要綱は、市長が入所決定した児童の在籍する民間保育所について適用する。

第２章　入所児童の処遇向上に関する支弁

（委託費）

第６条　市長は、支援法附則第６条第１項の規定に基づき支払う委託費について支弁する。

（市単独加算）

第７条　市長は、保育所運営費として次の各号に定める経費について支弁する。

⑴　民間保育所及び法人の運営管理に必要な経費（以下「一般管理費」という。）

⑵　看護師、助産師又は准看護師を配置する経費（以下「保健師等配置加算」という。）

⑶　第２条で規定した市基準職員数以上の調理員又は栄養士を増配置するための経費（以下「調理員増配置加算」という。）

⑷　民間保育所における嘱託医の手当の充実に要する経費（以下「嘱託医手当加算」という。）

⑸　第２条で規定した国基準保育士数を充足した上で、増配置加算基準保育士数を満たすための配置改善に要する経費（以下「保育士・幼稚園教諭等増配置加算」という。）

⑹　第２条で規定した市基準職員数以上の保育補助者等を増配置するための経費（以下「保育補助者等配置加算」という。）

⑺　民間保育所において、現に保育が実施されている障害児保育事業対象児童（「障害児等保育助成」に係る事務取扱要領により認定された児童）の処遇向上のために、原則として１日６時間以上か

つ月 20 日以上勤務する保育士又は保育補助者を増配置するのに要する経費（以下「障害児等保育助成費」という。）

⑻　民間保育所に通う３歳以上児の主食費を無償化するための経費（以下「主食費加算」という。）

⑼　保育所に通う全ての世帯のうち、市長が入所決定した児童であって、第３子以降の副食費を無償化するための経費（以下「副食費加算」という。）

⑽　八王子市使用済み紙おむつ等園内処理事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「紙おむつ等園内処理費加算」という。）

⑾　八王子市休日保育事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「休日保育事業費」という。）

⑿　八王子市民間保育所緊急保育事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「緊急保育事業費」という。）

⒀　八王子市民間保育所等産休等代替職員制度実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「産休代替職員費」という。）

⒁　八王子市延長保育事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「延長保育事業費」という。）

⒂　八王子市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱に基づき、対象者の実費徴収を軽減又は免除するための事業に要する経費（以下「補足給付事業費」という。）

⒃　八王子市一時預かり事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「一時預かり事業費」という。）

⒄　八王子市民間保育所等定期利用保育事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「定期利用保育事業費」という。）

⒅　八王子市保育施設等子育てひろば事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「子育てひろば事業費」という。）

⒆　八王子市保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「保育士宿舎借上げ支援事業費」という。）

⒇　八王子市保育体制強化実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「保育体制強化事業費」という。）

(21)　八王子市保育補助者雇上強化事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「保育補助者雇上強化事業費」という。）

(22)　八王子市都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「都市部における保育所等への賃借料支援事業費」という。）

(23)　八王子市保育所等賃借料助成事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「保育所等賃借料助成事業費」という。）

(24)　医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインに基づき、医療的ケア児を受け入れる事業に要する経費（以下「医療的ケア児保育支援事業費」という。）

(25)　地域住民の主体的な子育てを支援する活動及び地域住民と入所児童との交流促進活動に要する経費（以下「地域活動事業活動対策費」という。）

(26)　八王子市地域子育て支援推進事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「地域子育て支援推進事業費」という。）

⑵⑺　家庭的保育者と民間保育所の連携を行う事業に要する経費（以下「家庭的保育者連携事業費」という。）

⑵⑻　八王子市保育士等キャリアアップ事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「保育士等キャリアアップ事業費」という。）

⑵⑼　八王子市保育サービス推進事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「保育サービス推進事業費」という。）

⑶⓪　八王子市未就園児すくてく通園事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費（以下「すくてく通園事業費」という。）

⑶①　令和６年度（2024 年度）以降の市単独加算の見直しにより、令和５年度（2023 年度）と比較して令和６年度（2024 年度）の市単独加算が減収となった施設に対し、減収額の一部を補填する事業に要する経費（以下「激変緩和加算」という。）

（算定基準）

第８条　前条各号で定める対象経費に係る算定基準は、別表又は各事業について別に規定する要綱のとおりとする。

（請求）

第９条　保育所運営費の支弁を受けようとする民間保育所の設置者は、毎月、市長が別に定める期日までに所定の書類を市長に提出しなければならない。

（管外運営費支弁の取扱い）

第 10 条　管外の保育所で保育を実施した場合の児童に対する保育所運営費の支弁については、第７条の規定にかかわらずその児童が入所承諾された保育所を所管する区市町村の定める規定によるものとする。

２　保育所運営費の支弁を受けようとする管外の保育所の設置者は、子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書に必要書類を添えて市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、第７条第９号に定める副食費加算については、本要綱に定める規定により支弁する。

（支弁対象経費）

第 11 条　第７条第２号、第３号、第４号、第５号、第６号、第７号、第 13 号、第 14 号、第 16 号、第 20 号、第 21 号、第 24 号及び第 28 号に定める経費は、現に職員の増配置等の実施がなされていないときは、支弁の対象としない。

２　保育士・幼稚園教諭等増配置加算及び保育補助者等配置加算の経費は、委託費で求められる職員数にかかる経費及び他の市単独加算の経費と重複することはできない。

（支弁）

第 12 条　この要綱で定める費用の支弁は、月の初日在籍児童数を基本とし、月を単位として行う。た

だし、特別の事情があるときは、この限りでない。
２　前項による支弁は、予算の範囲内において行うものとする。

（適正使用義務）
第 13 条　保育所の設置者は、算定基準で定める使途目的以外の目的に保育所運営費を使用してはならない。

（状況報告）
第 14 条　市長は、保育所運営費の支弁をした保育所の設置者に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求め、保育所運営費の支弁に関係する帳簿書類等について調査することができる。

（実績報告）
第 15 条　保育所運営費の支弁を受けた保育所の設置者は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第３項の規定により廃止又は休止の承認を受けたとき若しくは保育所運営費の支弁に係る会計年度が終了したときは、それぞれ廃止又は休止の日若しくは当該会計年度の終了の日から２か月以内に、市長に対し市長が別に定める実績報告書を提出しなければならない。

（返還）
第 16 条　市長は、保育所運営費の支弁を受けた保育所の設置者がこの要綱に定める規定に違反した場合は、その全部又は一部を取り消し、また、既に保育所運営費が支弁されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（この要綱に定めない事項）
第 17 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則
この要綱は、決定の日から施行し、令和６年（2024 年）４月１日から施行する。